

川口市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(平成28年3月30日市長決裁)

第1 通則

1 目的

この基準は、川口市防犯のまちづくり推進条例（平成18年川口市条例第23号）に基づき、犯罪を防止するための施策の推進及び環境整備として、市及び市の補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する団体が、主に公共の場所を画像として記録する防犯カメラに関し、設置及び運用に関する基準を定めることにより、防犯カメラの設置等の適正化を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

市は、市民が安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現に向け、市、市民、事業者等が協働して「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと、それぞれの役割を果たし、防犯のまちづくりを推進している。

更なる防犯効果を発揮させるため、自主防犯組織による日常的な防犯パトロールや声かけなどの地域の運動によるコミュニティ活動を推進することに加え、犯罪の抑止に効果がある防犯カメラを設置していくものとする。

防犯カメラの設置に当たっては、記録された個人のプライバシーなどを侵害しないようにするため、当該防犯カメラの設置及び運用に関し配慮すべき事項を定め、これを遵守し適切な運用を図るものとする。

第2 定義

1 定義

この基準において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

犯罪の抑止や公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する場所に常設する映像撮影機器で、画像記録装置、その他関連機器で構成されるものをいう。

(2) 設置者

市及び市の補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する者とする。

(3) 撮影範囲

撮影の範囲は、画像の3分の2以上が道路、公園、その他不特定多数の者が自由に利用できる公共の場所であること。但し、周辺の建物の形状等から困難な場合は、画像の2分の1以上とする。さらに、設置した防犯カメラについては、目的達成のために必要最小限とし、5年間は運用すること。

なお、設置に当たっては、地域での合意形成がなされていること、さらに、設置予定場所の所有者等の許可が必要となる場合など、十分な配慮をすること。

2 設置者の責務

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像又は記録されたもの）の取扱いについては、次の点に留意し適正に行うものとする。

(1) 設置者は、防犯カメラの設置について、その設置が明らかとなるよう防犯カメラが設置されていることや、設置者名等の表示をすること。

(2) 設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を置くものとする。

(3) 設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。

(4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報が、当該設置者以外の防犯カメラの運用に従事する者により、他に漏れることのないよう、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。

(5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ア 市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危機があり、又は災害などの被害状況の情報提供などの緊急性がある場合

イ 裁判所が発行する令状又は捜査機関からの照会等、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

(6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の安全確保のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 防犯カメラの運用時間は、原則24時間とすること。

イ 画像の保存期間は、おおむね7日間以上とする。ただし、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、それに必要な期間とする。

ウ 保存期間が終了した画像は、確実に消去すること。

エ 画像が記録された媒体は、設置者等があらかじめ定めた十分なセキュリティが確保された場所に保管する。

(7) 設置者等は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する規程等を策定し、防犯カメラの設置及び運用について適正に行うよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの管理、運用等に関する規程等の記載事項は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置場所

ウ 防犯カメラの管理責任者その他防犯カメラの運用に従事する者の指定

エ 画像の取扱いの制限

オ 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止

カ 画像の保存期間、消去及び破棄の方法及び記録された媒体の保管方法

キ その他、防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

第3 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

防犯カメラの設置により、撮影された画像（個人情報）の取扱いについては、この基準に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申を踏まえ、適切に行うものとする。

第4 その他

この基準で規定していない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの基準で規定していない設置者等が防犯カメラを設置する場合においても、この基準の趣旨にのっとり、個人のプライバシーの保護に配慮し、市民の人権を侵害しないように努めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。